

# 福井県建設リサイクルガイドライン

平成28年3月

福井県

# 福井県建設リサイクルガイドライン

## 第1. 目的

資源の有効な利用の確保および建設副産物の適正な処理を図るためには、建設資材の開発、製造から土木構造物や建築物等の設計、建設資材の選択、分別解体等を含む建設工事の施工、建設廃棄物の廃棄等に至る各段階において、建設副産物の排出の抑制、建設資材の再使用および建設副産物の再資源化等の促進という観点を持ち、環境への負荷の少ない循環型社会の構築が必要である。

本ガイドラインは、循環型社会の構築のため、建設副産物の発生抑制、再生品の再利用、再資源化の促進、適正処理について、建設事業の計画から設計、積算、施工の各段階における具体的な実施事項を取りまとめたものである。

## 第2. 対象事業

福井県が行う公共事業を対象とする。

## 第3. 基本事項

### 1) 建設副産物対策の基本的な考え方

建設副産物対策の基本的な考え方は、第一に建設副産物の発生抑制、次に、建設工事に使用された建設資材の再使用を行う。これらの措置を行った後に発生した建設副産物については、再生利用（マテリアル・リサイクル）を行い、それが技術的な困難性、環境への負荷の程度等の観点から適切でない場合には、燃焼の用に供することができるものまたはその可能性のあるものについて、熱回収（サーマル・リサイクル）を行う。最後に、これらの措置が行われないものについては、最終処分するものとする。

なお、発生した建設廃棄物については、廃棄物処理法に基づいた適正な処理を行わなければならない。

### 2) 建設副産物の発生抑制

建設副産物の発生抑制に当たっては、建設工事の計画・設計段階からの取組みを行なうことが最も重要であり効果的である。このため、建設工事の計画・設計にあたっては、工事目的物の用途、構造等に関する要求に対応しつつ、構造物等の耐久性の向上を図るとともに、維持管理および修繕を容易にするなど、その長期的使用に資する設計に努めなければならない。

また、建設副産物の発生が抑制される施工方法の採用や建設資材を使用する設計に努めなければならない。

### 3) 建設副産物の再生利用について

建設副産物の再資源化を促進するためには、建設副産物の分別解体および再資源化に努めるとともに、その再資源化により得られた物を積極的に利用していくことが不可欠であることから、県の発注する建設工事において、以下の運用を行うこととする。

#### (1) 指定副産物の工事現場からの搬出

- ①コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊の工事現場からの搬出

再資源化施設に搬出することを原則とする。

②建設発生木材（伐木・除根材を含む）の工事現場からの搬出

再資源化施設へ搬出することを原則とする。

ただし、工事現場から50キロメートルの範囲内に再資源化施設がない場合は、再資源化に代えて縮減（焼却）とすることができる。

③建設発生土の工事現場からの搬出

工事現場から50キロメートルの範囲内の他の建設工事へ搬出することを原則とする。

なお、他の建設工事との受入時期および土質等の調整が困難で、かつ、ストックヤード等の利用が困難である場合は、民間公募を行い民間工事への搬出を検討するなど、別の処分場に搬出することを妨げない。

(2) 再生資材等の利用

①再生骨材等の利用

工事現場から40キロメートルの範囲内に再資源化施設がある場合、工事目的物に要求される品質等を考慮した上で、再生資材を利用することを原則とする。

②再生加熱アスファルト混合物の利用

工事現場から40キロメートルの範囲内および運搬時間1.5時間の範囲内に再生加熱アスファルト混合物を製造する再資源化施設がある場合、工事目的物に要求される品質等を考慮した上で、再生加熱アスファルト混合物を利用することを原則とする。

③建設発生土の利用

工事現場から50キロメートルの範囲内に建設発生土を搬出する他の建設工事がある場合、受入時期、土質等を考慮した上で、建設発生土を利用することを原則とする。

4) 設計図書等による条件明示

再生資材の利用、再資源化施設への搬出等を実施する工事については、利用・搬出等に関する条件を設計図書等に記載し契約事項とする。

なお、条件の変更がある場合は変更契約時についても設計図書等に条件明示を行うものとする。

5) 建設廃棄物の適正な処理について

建設工事から発生した建設廃棄物については、「建設工事等から生ずる廃棄物の適正処理について」（平成13年6月1日付け環境省衛産第276号）に従い、適正に処理すること。また、処理内容に見合う処理費用（運搬費、処分費等）を適正に計上すること。

第4. 実施事項

1) 体制の整備

目的の趣旨の達成に向けた対象事業を実施する機関（以下「対象機関」という）の取り組みを支援するため、事務所等に建設副産物対策委員会を設置する。  
（別添「建設副産物対策委員会設置要綱」参照）

## 2) リサイクル計画書等の取りまとめ

対象機関は、リサイクルの状況を把握し、リサイクルのより一層の徹底に向けた検討や調整を行うため、以下のものを取りまとめる。

### (1) リサイクル計画書（別添1、別添2、別添3）

#### ①目的

建設副産物の発生抑制・減量化・再資源化等の検討・調整状況を把握する。  
作成時期および作成者

i) 全ての設計業務（概略設計、予備設計（営繕工事では基本設計）、詳細設計（同実施設計））の実施時点で作成する。

・業務成果として、設計者（設計業務の受注者等）が作成する。

（対象機関は、設計者に対し、リサイクル計画書の作成を指示する。）

ii) 設計金額5,000千円以上の工事について、本ガイドライン「第3.基本事項3)建設副産物の再生利用について」に記載されている原則化ルールに準拠できない場合、設計図書の作成時点（積算段階）で作成する。

・対象機関の当該工事の積算担当者が作成する。

### (2) 再生資源利用計画書（実施書）および再生資源利用促進計画書（実施書）

（様式1、様式2）

#### ①目的

建設資材を搬入または建設副産物を搬出する建設工事を施工する場合において、リサイクルの実施状況を把握する。

〔建設資材を搬入する場合；再生資源利用計画書（実施書）  
建設副産物を搬出する場合；再生資源利用促進計画書（実施書）〕

#### ②作成時期および作成者

i) 工事の着手時および完成時

・対象機関から直接工事を請け負った建設工事業業者（元請業者）が作成する。

〔対象機関は、元請業者に対し、再生資源利用〔促進〕計画書（工事着手時）  
及び実施状況（完成時）の報告を特記仕様書により指示する。〕

## 3) リサイクルの徹底に向けた検討・調整等

対象機関は、リサイクルのより一層の徹底に向け、以下の検討・調整を行う。

### (1) 計画案（計画・設計方針）の策定時点

・リサイクル計画書を基に発生抑制・減量化再生利用のより一層の徹底のための検討を行う。

・建設発生土等、工事間流用が可能なものについては、他機関も含めた調整を図る。

・検討・調整に関しては、必要に応じて建設副産物対策委員会を開催し、意見聴取を行う。

(2) 設計図書の作成時点

- ・建設副産物対策委員会設置要綱に基づき、リサイクルの状況の把握・検討・調整・指示等を行う。

(3) 工事完了時点

- ・対象機関は、請負業者から提出される再生資源利用[促進]計画の実施報告（再生資源利用[促進]実施書）をチェックし、とりまとめのうえ、建設副産物対策連絡協議会に提出する。

4) リサイクル実施状況の取りまとめ・通知

完了時の再生資源利用[促進]実施書は、建設副産物対策連絡協議会が半期ごとに取りまとめ、集計結果を通知する。

第5. その他

- 1) 第4. 実施事項 2) リサイクル計画書等の取りまとめにより作成されるリサイクル計画書等の様式については、別添を使用する。
- 2) 工事内容を変更する際には、個々のケースにより必要な段階まで遡って検討・調整等を改めて実施する。

附則

- 1) 本ガイドラインは、平成13年4月1日から施行する。
- 2) 本ガイドラインは、平成13年7月16日から施行する。
- 3) 本ガイドラインは、平成14年4月1日から施行する。
- 4) 本ガイドラインは、平成15年4月1日から施行する。
- 5) 本ガイドラインは、平成16年4月1日から施行する。
- 6) 本ガイドラインは、平成28年4月1日から施行する。